

ロータリーは  
分かちあいの心

2007-2008年度

## クラブ アセンブリー

### 職業分類表

会長 古木 圭介

幹事 玉利 賢介

鹿児島西ロータリークラブ

TEL 223-5902 FAX 223-7507  
ホームページ [www.kagoshima-w-rc.jp](http://www.kagoshima-w-rc.jp)



## ロータリーの綱領

### Object of Rotary

#### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

#### Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

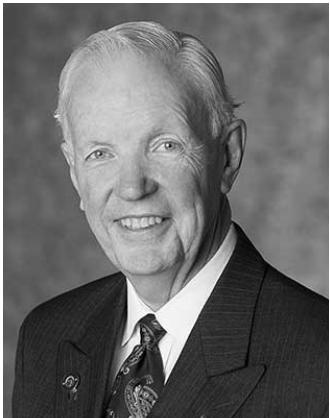
Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

# 目 次

## ロータリーの綱領

R I 会長の横顔	1
R I 第 2730 地区ガバナーの横顔	4
会長挨拶	10
幹事挨拶	11
年間行事予定表	13
理事役員及び委員会名簿	16
クラブ概況報告	17
委員会報告	23
鹿児島西ロータリークラブ定款	36
細則	47
慶弔規定	59
奨学金制度要綱	60
職業分類表	61
会員名簿	71

## RI会長



2007–2008年度 国際ロータリー会長  
 **wilfrid j. wilkinson 氏**

### PROFILE

カナダ、オンタリオ州、トレント  
2006–07年度国際ロータリー会長エレクト  
2005年国際大会委員会委員長  
1997–2001年および2002–04年度ロータリー財団管理委員  
1993–94年度国際ロータリー副会長  
1992–94年度国際ロータリー理事  
1971–72年度地区ガバナー

1958年以来公認会計士を務めているwilfrid j. wilkinson氏は、税務会計事務所、wilkinson・アンド・カンパニーの設立者です。同氏は、オンタリオ州公認会計士評議会の会長、また、カナダ公認会計士協会およびオンタリオ州公認会計士協会の両団体の財務長を務めました。また、ケベック州公認会計士協会およびロイヤル・カナディアン・ミリタリー・インスティチュートの会員でもあります。

wilkinson氏は、トレントン・メモリアル病院の募金委員会委員長、ベレビル・シェシャイア成人身体障害者ホームの創設委員長、ローヤリスト大学の理事長、カナダ・ボーイスカウト地区評議会会長として活躍しました。会計士を退職した後は、非常勤でクインテバレエスクールの常任理事を務めました。

氏は、1962年以来のロータリアンで、所属するオンタリオ州、トレントン・ロータリー・クラブの元会長です。ロータリーでは、副会長、理事、財団管理委員、地区ガバナーを歴任しました。国際協議会で討論リーダーを務めたほか、複数のロータリー委員会の委員長と委員を務めた経験があります。

また、インターナショナル・ボリオ・プラス委員会の委員として、世界的なボリオ撲滅への活動に専心してきました。wilkinson氏は、ケニア、タンザニア、インドで行われた全国予防接種日に参加し、パキスタンではアフガニスタン難民の子供たちにボリオ・ワクチンを投与しました。保健、飢餓追放および人間性尊重補助金プログラムのボランティアとしてインドに渡った経験もあります。そのほか、wilkinson氏は南アフリカ、ナミビア、英国、ヨーロッパ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国とカナダの各地でロータリーの奉仕を行ってきました。シカゴで開かれた国際ロータリーの100周年年次大会をはじめとする複数の大会において委員長を務めました。

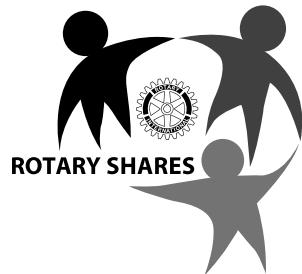
私生活においては、1953年にジョアン夫人と結婚し、4人の息子さんがいます。

2006年5月

2007-2008年度  
RIテーマ

# ロータリーは 分かちあいの心

## RI会長からのメッセージ



親愛なる朋友ロータリアンの皆さん

ロータリアンというのは、実に豊かな多様性に満ちた人々の集まりです。さまざまな国でさまざまな言語を話す私たちは、信仰も政治的見解も、ひいては哲学的な信念をも異にしています。120万人の会員の間に共通する一本の強力な糸が存在するとすれば、それは「分かちあい」という名の精神でできた糸です。ロータリアンは、広大な範囲の人道的、社会的問題に挑むプロジェクトを効果的に遂行するために、自らの時間や才能、専門知識、資金を分かちあっています。また、思いやりと熱意を分かちあい、恵まれない人々を助け、より良い世界を築こうという決意を分かちあっています。さらには、ロータリーを世界第一級の奉仕団体へと発展させた比類なき奉仕への情熱を分かちあっているのです。

この基本的とも言える寛大な精神を2007-08年度のテーマに反映したく、私は「ロータリーは分かちあいの心」というテーマを選びました。このテーマが、次年度、すべてのロータリアンにとって誇りの原点となり、また、私たちの活動の原動力となってくれることを願います。

分かちあいと言うと、大勢による偉業を推進することを連想されるかもしれません、それは同時に一個人による行為であり、個人的な選択もあります。私たちの一人ひとりがどれだけの時間とエネルギーをロータリーに捧げるかを決めるわけですが、その決意がやがては、各クラブが地元や海外の地域社会とどれだけ分かちあうことができるかを決定づけるのです。ですから、私は皆さんにお願いしたいのです。どうか、これまで以上にロータリーと個人的にかかわり、奉仕プロジェクトと会員増強の両面から積極的に参加してください。

私の呼びかける個人的な関与にはロータリー家族の皆さんからの参加も含まれていますが、この「ロータリーファミリー」は私が継続したいと望むもう一つの強調事項です。ロータリアンとその家族だけでなく、ローター・アクター、インター・アクター、青少年交換学生、ロータリアンの遺族の方々、そしてロータリーの目標と理念の推進に向けて私たちと協同で活動してくださる方々も皆、このファミリーの一員です。ロータリーファミリーが一体となれば、私たちは奉仕と親睦の理念を世代を超えて伝えながら、ロータリーのプログラムを世界中に広めていくことができるのです。

継続性はロータリーの成功には欠かせない要素ですから、保健、識字率向上、水保全が引き続き次年度の奉仕の焦点となります。これは、多くのクラブにとっては、地元や海外の地域社会において今後もプロジェクトで成果を上げていくことを意味します。一方、新しいプロジェクトの立ち上げを考えているクラブに私がお願いしたいのは、独自の創造性を駆使して、新しいアプローチを用いていただきたいということです。例えば、水の浄化、読み書きの教育、人々への安全なエネルギー源の供給などに、いかにして新技術を用いることができるかを検討してみてください。そして、こういった画期的な解決策を、実り多いプロジェクトのアイデアを模索している他のロータリー・クラブと分かちあって

いただきたいのです。

2007-08年度の計画を立てる際に、もう一つクラブに奨励したいのは、国連ミレニアム開発目標、中でも特にサハラ砂漠以南のアフリカ諸国の「ミレニアム・ビレッジ」プロジェクトへの参加です。これらのビレッジは、ロータリー地域社会共同隊(RCC)と同様、極貧状態にある地域社会が自助自立を目指すのを支援するボトムアップのアプローチ、つまりは下意上達の形を探っています。この重要な目標を支援するために、ロータリー地域社会共同隊を通じて私たちが学び、蓄えた自助自立推進に関する知識を分かちあおうではありませんか。

2007-08年度のテーマには、二つの意味があります。一つは、ロータリーは分かちあうということ、もう一つは、私たち皆がロータリーを分かちあうということです。私がロータリアンになってから最初の30年間、ロータリーはたゆみない発展を遂げました。しかし、その間ただ一人として新会員を入会させたことのなかった私は、その発展に全く貢献していなかったのです。ロータリーの加盟クラブの数が減り始めたときにはじめて、自分が心から大切に思ってきた組織はもはや放っておいてはひとりでに発展し続けることはできないのだと、突然、気づきました。自分が、そしてすべてのロータリアンが、新会員を連れてくる責務を分かち合わなければならないのだと、そのとき理解したのです。そして私は初めてその責務を果たしました。

次年度、私は皆さん一人ひとりに、それぞれの役割を果たし、地元地域社会の事業や専門職務のリーダーの方々とロータリーを分かちあってくださるようお願いすることになります。2007-08年度、理事、研修リーダー、会員組織コーディネーター、地区ガバナー、クラブ会長からなる私のリーダーシップ・チームの全ロータリアンに、少なくとも1名の新会員を入会させていただくという目標を設定しました。元RI会長にもこの目標への支援をお願いしています。これに加えて、新会員をもたらしたすべてのロータリアンを表彰する計画も準備しました。ともにロータリーの発展に対する責務を分かちあい、すべてのクラブをより充実した存続力あふれる存在にしていきましょう。

ダイナミックなプロジェクトのアイデアを立案したり、他の会員を行動へと驅り立てたりする献身的なロータリアンが、すべてのクラブの支柱的存在となることは明白ですが、そのような人物の数は決して多くありません。しかし、私たちが自ら進んで関与することを決意し、その重要な最初の一歩を歩み出すなら、そしてただ一言、「はい」と肯定的な返答をすることができたなら、誰もがこのようなロータリアンになれると言えます。

はい、そのプロジェクトを率先して行います。

はい、新会員を連れてきます。

はい、クラブをさらに充実させるために、自分のアイデアと資源を分かちあいます。

ひたむきに、そして積極的に活動する120万人のロータリアンをもってすれば、ポリオ撲滅の仕事を完遂し、保健、水保全、識字率向上に取り組むプロジェクトを遂行し、地球上の隅々にまで平和という大義を推し進め、「ロータリーは分かちあいの心」を明確に、しかも力強く実践できると私は信じています。



wilfrid j. wilkinson  
2007-08年度国際ロータリー会長



---

## 2007-2008年度第2730地区ガバナー

---

田 村 智 英 (たむら ちえい)

---

生年月日 1944年4月8日

現 住 所 〒882-0814  
宮崎県延岡市北町

ロータリー歴

所属クラブ	延岡ロータリークラブ
職業分類	仏 教
2001年～2002年	延岡ロータリークラブ会長
その他	マルチプル・ポール・ハリス・フェロー ベネフェクター 米山功労者

職 歴

1968年～1979年	三菱事務器械株式会社
1979年～現在	浄土宗三福寺 1985年より住職
1999年～現在	浄土宗三州教区 (宮崎・鹿児島・沖縄県)教区長
2003年～現在	浄土宗那覇市袋中寺住職兼務
1979年～現在	学校法人和順学園わか葉幼稚園 1985年より 理事長・園長

---

## ガバナー就任挨拶

---

国際ロータリー第2730地区  
2007-2008年度  
ガバナー 田 村 智 英

国際ロータリー2007-08年度ウィルキンソン会長は“Rotary Shares”「ロータリーは分かちあいの心」をテーマとして掲げられました。ロータリーの精神を端的に言い表していると思います。

ロータリーの心は、まさに分かち合いでしょう。ロータリーが出来ることは限りがあります。しかし、ロータリーの援助によって救われている人々が、数多くいることも現実なのです。しかも、それは政治的でもなく、宗教上でもなく、民族を超えて、世界の善意のロータリアンによる、ロータリーの分かち合いから生まれていることなのです。

その歴史は一世紀を超え、世界的奉仕団体であるロータリーは、今、転換点を迎えると思います。そのことを考えます時に、このRIテーマ「ロータリーは分かちあいの心」は正に言いえて妙と言えます。

一つの組織が100年超えて拡大成長することは並大抵のことではありません。しかも、民族、宗教、文化の異なる国々の人々による団体なのです。ロータリアンの結びつきを保っているのは、正にロータリーの持つ他人への思いやり、人類愛ではないでしょうか。人として生きる誇りのために、誇りすら持てない人に対する思いやり、そのようなことがロータリーの精神のような気がします。

よく言われますように、職業奉仕がロータリーの持つ独自性であり、その次にクラブ奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕と続きます。

RI創立100周年を迎えた頃、ロータリーは会員減少に見舞われました。その危機感から規定審議会はロータリーの定款・細則の緩和に向かい今日を迎えています。三年毎の規定審議会もこの4月に終わりました。しかし、このロータリーの流れが大きく変わることはないと思います。

組織が巨大になれば、維持発展のためには、目的を達成するためには、自ずから変貌せざるをえません。

今ロータリーは新たな100年に向かって目標を模索していると思います。もちろんロータリーの原点であります、超我の奉仕の精神は不滅ですが、国情の違いにより、国際ロータリーは多様なニーズに答えていかなければなりません。

日本のロータリーにおきましては、近年のRIの変化をよしとしない意見があることは存じています。私もある意味では同感です。しかし、ここは世界のロータリー大国として度量の大きさを發揮して新しいロータリー活動に向かって皆様と共に考え進んでいきたいと思っております。

今年の国際協議会でのロータリー財団の事例において、次のような発表がありました。「今まで、4つの米国のロータリー地区から12のボランティア・チームがハイチを訪れました。チームは井戸の現場を訪れ、ハイチのロータリアンと協力し、落成式に出席し、しば

しば、水プロジェクトに付随して、学校の援助も行っています。今日までに91基の井戸を掘り、770のトイレを建設し、ハイチの4万人の人々に安全な水源を提供しました。91の地域社会のそれぞれで、井戸の運営と保守を援助する協同体が結成されました。今では5歳未満の子供たち6,000人が、生まれて初めて安全な水を飲めるようになりました。この井戸の単価は、わずか5,000ドルです。母国では、このプロジェクトのお陰で、私の地区の寄付額はロータリアンあたり100ドル弱から、ほぼ200ドルへと上昇しました。

この前ハイチに行ったとき、私たちはトイレを受け取った農家に寄りました。農夫はお礼として、卵を3つ私たちにくれると言いました。彼が瓶から卵を取り出そうとしたとき、緊張したのか、3つとも地面に落としてしまいました。悲痛な表情を浮かべた農夫は、首を振り、手を上げて、家の中に戻りました。すぐにまた3つの卵を持って出てくると、私たち10人にそれをくれました。彼が卵を渡しているときでした。私は、末っ子が言われもしないのに鍋を手にやってきたのに気付きました。女の子は、壊れた卵をかき集めて、破けた黄身から必死に土を払っていました。

皆さんの地区の多くは、私たちがハイチで行ったプロジェクトと同じようなマッチング・グランツ・プロジェクトに参加し、成果を上げてきたことだと思います。このことに心からお礼を申し上げたいと思います。皆さん多くのくはこのようなプロジェクトのための資金調達に手を貸してくださいましたことだと思います。このことにも心からお礼を申し上げます。まだまだニーズはあります。私たちの努力を通して、子供たちが命を落とさずに済む世界が出来るのです。」

私がロータリーを好きなのは、会員一人ひとりが、RI会長にいたるまで、それぞれに自分なりの「おもいやり」を実践しようと努めていることです。何の見返りも求めずに。

2007-08年度RIテーマ“Rotary Shares”「ロータリーは分かちあいの心」、並びにRI会長賞プログラム、および会長の奉仕の強調事項が「次年度の重点推進項目」であることは申すまでもありませんが、地区の目標としまして、「ロータリーを発信しよう」を合言葉に、各クラブは次の点を推進していただきたいと思います。

- 会員増強クラブの活性化と広報「ロータリーを発信しよう家庭から、職場から」
- 奉仕部門各奉仕部門を棚卸し、時代のニーズに沿った、クラブにふさわしい活動を継続的に社会、国際、新世代奉仕へ財団地区補助金やマッチンググランツの活用を
- ロータリー財団財團の活動を全クラブ会員へ知ってもらう一人年間100ドルを目標に
- 米山記念奨学会普通寄付年間一人1,000円増を目標に特別寄付と併せて一人1,000円を目標に
- 2008年6月ロサンジェルス国際大会へ地区から100名以上の参加を目標  
地区でツアーを組みます。各クラブへ参加申込書を送ります

ロータリーの精神を具現化する手段がクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕であり、日本においては米山記念奨学会への寄付であり、世界的にはロータリー財団への寄付であろうと思います。会員それぞれの思いを形あるものにするために、一緒に頑張りましょう。

---

## RI第2730地区 2007-2008年度 地区運営に当たって

---

地区協議会(2007. 5. 20)に於いての発言より

国際ロータリー第2730地区  
2007-2008年度  
ガバナー 田 村 智 英

地区協議会の目的はご挨拶で述べましたとおりであります。国際協議会のグループ討論ではRIテーマの理解とクラブへの伝達を強調されました。つまり地区独自の主題をことさら設けなくても、RIテーマを主題にということであります。つきましてはRIテーマ“Rotary Shares”「ロータリーは分かちあいの心」を理解するためにはご本人の述べられた原稿をお読みいただくのが最良と思い、少し長くなりますが以下に記載いたします。(P22～P25)

私は「分かちあいの心」とはロータリーの精神をうまく表現しており、大変分かりやすい言葉だと思っております。皆様も独自のご理解をクラブに伝達していただければ幸いだと思います。

ところで、実務的なことは部門別会議で取り上げられますが、私の思いも少し述べさせていただきます。

ロータリーは創立以来100年を超え、しかも世界的に会員120万人を有する一大奉仕団体であり、自らの職業倫理を持ち、職業を通じて奉仕する超優良ブランド奉仕団体であります。その自覚と誇りを持って活動していくうではありませんか。しかし、その歴史、活動と社会的貢献からみても、日本の一般社会のロータリーへの評価、認知度は大変低いし、本質が広く理解されているとは思えません。私がロータリーに入会した30年近く前と比べても変わらないと思いますし、恐らくロータリーの概要についても知らない人が大半ではないでしょうか。今まででも社会奉仕活動等の報道を通じて認知を高めるための広報の色々な努力をしてまいりましたが、うまく機能しているとは言えません。国民・市民の認知がなければ、今後のロータリーの発展、会員増強の明るい展望は望めません。ロータリー会員の企業、職場での認識すらさほど高くはないのではないでしょうか。確かに一私的な団体であり、日本における初期のロータリーは一部の先駆者、先覚者の努力によりその基礎が確立されました。しかし当初のロータリーは自らの信念による奉仕の実践が目的であり、社会からの理解や認識については、さほど意識が無かったのかもしれません。高邁なロータリーの理念等は外部の人間にはとても理解する場がありません。ロータリー自身もそのことにあまり関心がなかったのでしょうか。これまでのロータリアンは陰徳を積むという日本古来の考えがあったのでしょう。これからロータリーは積極的に社会に対して発信していく必要があると思います。社会に知ってもらうため、広く公開し、明徳で行きましょう。これはロータリー財団の寄付についても言えると思います。財団を通じて社会に貢献することは善行であり、一般社会に認知してもらうことを恥じることはないと思います。社会から見たロータリーへの正しい認識、評価を得てこそ口

ータリーの存在価値が認められると思います。その時にこそ、ロータリーと社会が一体となり、更なる社会奉仕の糸口が見えてくると思います。

そのために、会員一人ひとりによる自らの家庭、職場において、ロータリーのP R、広報に努めようではありませんか。先ず会員自らの家族、職場においてロータリーへの認識を高めていただき、それを核として社会に広く発信していこうではありませんか。初めに述べましたようにロータリーは超優良ブランドであります。自信を持って胸を張って身近なところから始めましょう。

現在のロータリーは一世紀を経て、大きく変貌しています。組織が巨大になれば、維持発展のためには、目的を達成するためには、自ずから変貌せざるをえません。今ロータリーは新たな100年に向かって目標を模索していると思います。もちろんロータリーの原点であります超我の奉仕の精神は不滅であります。国情の違いにより国際ロータリーは多様なニーズに答えていかなければなりません。日本のロータリーにおきましては、近年のR I の変化をよしとしない意見があることは存じています。私もある意味では同感です。しかし、ここは世界のロータリー大国として度量の大きさを發揮して新しいロータリー活動に向かって皆様と共に考え進んでいきたいと思っております。

ここ数年のアメリカ、日本における会員減少傾向にあって、最近の国際ロータリーは会員増強が急務の課題であります。そのための本質的解決のためには、ロータリーを社会に対して、大いに発信し、理解を深めてもらうことが肝要だと思います。時間のかかる行動ですが、急がば回れであります。

ボイドR I会長はおっしゃいました、ロータリーも100年が経過し新たな100年に向かってロータリーの新たな目標を求めてと。ロータリーはすばらしい、しかし一世紀が過ぎて世界も変化し、新しい時代に適応して行くことが必要であると。これまでの奉仕の蓄積の上に何を付加していくかが今私たちに求められている。これは全てのロータリアンにとっての課題であり、皆で考えることによって新しいロータリーの有り様が見えて來るのはないでしょうか。与えられたテーマを検討するだけでなく、皆でテーマを求めましょう。ロータリーはそしてロータリアンはR I も一クラブも、そしてR I 会長も我々会員も対等なのです。今年度の氏。会長テーマ「率先しよう」を更に引き継ぎ、皆で明日のロータリーを求めて行こうではありませんか。

ボイドR I 会長は今年の国際協議会において「私の前任者であるカール・ヴィルヘルム元会長は、折に触れてロータリーにおける継続性がいかに重要であるかを説いてきました。この点においては私もまったく同感で、私たちロータリアンは一致団結のもとに、時間をかけて、最も力を發揮できる分野に的を絞り、集中的に努力を傾けることで、最大限の成果が得られると考えます。この最たる例が、ポリオ・プラス・プログラムです。このことを踏まえ、私が会長年度に選んだ強調事項である、識字率向上、水保全、保険と飢餓、ロータリーファミリーをウィルキンソン会長エレクトが引き続き選ばれたことを、私は心から嬉しく思います。」と。

2007-08年度R I テーマ“Rotary Shares”「ロータリーは分かちあいの心」並びにR I 会長賞プログラム、および会長の奉仕の強調事項が「次年度の重点推進項目」である

ことは申すまでもありませんが、地区の目標としまして、「ロータリーを発信しよう」を合言葉に、各クラブは次の点を推進していただきたいと思います。

○会員増強

クラブの活性化と広報「ロータリーを発信しよう家庭から、職場から」

○奉仕部門

各奉仕部門を棚卸し、時代のニーズに沿った、クラブにふさわしい活動を継続的に社会、国際、新世代奉仕へ財団地区補助金やマッチンググラン트の活用を

○ロータリー財団

財団の活動を全クラブ会員へ知ってもらう

一人年間100ドルを目標に

○米山記念奨学会

普通寄付年間一人1,000円増を目標に

特別寄付と併せて一人10,000円を目標に

○2008年6月ロサンジェルス国際大会へ地区から100名以上の参加を目標

地区でツアーを組みます。各クラブへ参加申込書を送ります

ロータリーの精神を具現化する手段がクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕であり、日本においては米山記念奨学会への寄付であり、世界的にはロータリー財団への寄付であろうと思います。会員それぞれの思いを形あるものにするために、一緒に頑張りましょう。

最後に地区とは、RIの管理の便宜上結び付けられた一群のロータリー・クラブの所在する地理的地域である。ロータリーの地区的活動並びにその組織は、個々のロータリー・クラブがロータリーの綱領を推進するのを助けることを唯一の目的とするものであり、地元レベルにおいてロータリー・クラブや個々のロータリアンが提供するいろいろな奉仕を減殺するようなことがあってはならない。(ロータリー章典17.010.1) 肝に銘じて務めさせていただきます。

## 会 長 挨 捶

古 木 圭 介

今年度のウィルキンソンRI会長のテーマは、「ロータリーは分かちあいの心」Rotary Sharesです。

第2730地区田村智英ガバナーは、RI会長のテーマに沿って、それぞれのクラブ新会長に、「クラブ奉仕を通じて分かちあい」を説いておられます。

鹿児島西RCの会長に就任するにあたり今年度の方針を一言述べさせていただきます。

私たちを取り巻く社会的環境は、年々良くなっているとは思えません。

例えば、地球環境はこのところの温暖化に象徴されるとおり、世界の一部の先進国が地球そのものを危うくするほど悪化させているといえるでしょう。日本もその責任の一端を担っています。

国内においても、教育問題、治安の悪化、少子高齢化、拝金主義的な若者たちなど、皆さんが毎日直面している問題は枚挙のいとまもありません。

社会では暴力をはじめ、家庭崩壊、学校内のいじめなども年々増加の一途で、人々にとって最も大切な絆が失われつつあります。このことは「国民、市民の品格」の低下を示すものだと思います。そして、最近は経済効率最優先の都市のあり方が、「街の品格」さえもなくしているありさまであります。

そういう意味において私たちロータリアンがなすべき役割は益々増大しているといえるでしょう。

全世界には、私たちと同じ思いの会員が約120万人おり、日夜努力をしているものと思います。日本においても10万人あまりの同志たちが職業を通して、また奉仕活動を駆使して社会貢献を目指しています。

我がクラブは地区内でも注目されている活発なクラブの一つだと誇りを感じています。これも今まで指導されてこられた歴代会長のリーダーシップだったと深く感謝し、これからもその伝統と暖かい雰囲気を壊すことなく新しい年度を充実させていきたいと考えています。

そして、今年は人類が生きるため、最も大切なあらゆる『環境』をいかに改善させるかをテーマに掲げ、それぞれの委員会活動を前進させていただきたいと思います。家庭環境、働く場の職業環境、子供たちの教育環境、そして安全と安心の社会環境など各委員会の目指すべきテーマを委員それぞれが「分かちあい」それを実践し、そして多くの方々に「分かちあって」いただきたいと思います。

この一年間、会員の皆さんのご協力とご指導をよろしくお願ひ申しあげます。

LEADERSHIP is ACTION, not POSITION!

## 幹 事 挨 捶

玉 利 賢 介

伝統ある鹿児島西ロータリークラブの幹事をお引き受けすることになりました。今年度は、鹿児島市内地区ガバナー補佐・鹿児島東RCの有村茂樹氏が6月20日に、ガバナー・延岡RCの田村智英氏が7月11日に公式訪問される予定です。これに伴い各委員会の基本計画、予算等早めに行動し、ゆとりある計画をたてたいと考えています。

本年度R Iのテーマは、『ロータリーは分かちあいの心』と発表されています。

各委員長さんの気持ちを大事にし、協力していきたいと思います。

会長はロータリー歴37年の古木会員。全てにおいて勉強し、迷惑のかからぬよう努力します。また、本年度は、『環境』をいかに改善させるかをクラブのテーマに掲げており、各委員長さんの基本計画に則っていろんな方向からともに考え、協力していきたいと思います。

鹿児島西ロータリークラブの伝統を守り、素晴らしい環境の中での例会、会員同士が、分かちあいの心を持てるよう努力致します。

会員の皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

○チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔義	俊一 洋人	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二郎	河井 廉二郎	明一 雄秀	小山 幸義
倉園 清市	黒木 長太郎	牧田 健二郎	英夫	大小田 友忠
大山 実寒	西郷 隆永郎	櫻美 四郎		島津 丸
田原 誠助	西塘 一郎	土橋 英夫		計 24名

○マルチプル・フェロー

故(柴山 一雄)	(1回)	池口 恵觀	(3回)	玉川 哲生	(1回)	故(小園 正人)
故(坂元 明雄)	(1回)	高井 敏治		山下 健		義則
故(片平 可也)	(1回)	故(菅 富男)	(3回)	山元 正明	(2回)	洋
久保 真介	(1回)					以上 13名

○ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	故(坂元 明雄)	須田 正己	故(永松 實夫)
故(菅 富男)	太原 春雄	竹下 洋	山田 晴彬	海江田 卓
水流 洋	岩切 豊	長柄 英男	徳留 忠敬	以上 14名

○メモリアル・コントリビューター 故(菅 富男) 川平建次郎  
坂元美津子(坂元明雄夫人) 小園照子(小園正人夫人)  
以上 4名

○ポール・ハリス・フェロー

故(塘 一郎)	柿市 高重	故(藤安 辰造)	故(牧田 健二)	故(河井 時義)
故(川村 洋)	橋馬 滋)	川上 鐵太郎	惠一 彦雄	故(徳澤田 紀生)
故(海老原利則)	有志 敏之)	林 其為彦	寿和一周	故(安治田 正治)
池田 廣滿	基雄 春茂	元男 紀彦	泰忠清壽	木屋次郎
上原 寛吉	樹男 茂郎	前田 秀彦	正	克己助
田中 洋	喜八 賢介	下田 浩典	教貞好	大助郎
水流 下	松利 仁	山下 邦一	宗徹	彬亨
竹下 喜	若松 天	渡下 邦	次郎	洋郎
中川 泰文	玉利 有	馬山 德	隆	秀裕
故(板木 一清)	反添 川田	佐須中	近郎	一己郎
故(柴山 德)	藤川 有	大坂 大	郎	英雄一
加藤 建二	田村 園	日南	建園	健義
岩切 豊	園尾 深	秋福		明勉
故(福元 千明)	明桂 桐	川平		名
故(島田 信)	西原 濱崎	訪		102名
中村 英幸		山		
古木 圭介		代		
床次 恵		山		

○ポール・ハリス準フェロー

故(櫻美 四郎)	故(岩元 健吉)	岩元 正二	故(岡山 栄)	池田 稔
故(永井 利承)	故(浜田 龍)	善治	光吉 正昭	久野 洋一
故(崎元 行範)	故(内山 光男)			

○米山功労クラブ (第1回表彰) 1996. 12. 26 (第4回表彰) 2001. 6.  
(第2回表彰) 1998. 6. (第5回表彰) 2002. 11.  
(第3回表彰) 2000. 11. 26 (第6回表彰) 2006. 6.

○米山功労者

玉川 哲生	(第3回)	高山 義則	(第3回)	故(片平 可也)	(第3回)	村田 和雄
故(菅 富男)	(第3回)	故(小園 正人)	(第3回)	正明	(第3回)	染川 周郎
岩田 泰一	(第3回)	宇治野 純章		故(坂元 明雄)	(第1回)	故(永松 實夫)
竹下 威		豊		山下	皓三	
徳留 忠敬	(第2回)	長柄 英男				濱崎 一郎

○米山功労法人

(名)明石屋菓子店 (岩田 泰一) 育英社(株) (前田樹一郎) 竹下清蔵商店 (竹下 洋)

○準米山功労者

故(岩元 紀彦)	川平建次郎	須田 正己	海江田 卓	有馬 戰男
故(池田 千明)	山田 晴彬	若松喜八郎	水流 洋	鉢之原大助
日高 好久	佐伯 壽郎			

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表(年間) 2007.7.1~2007.12.31(上期) 2008.6.30(下期)

特別月間	月	日	例会	理事會	1梅 0吉 万ラ ドルチ ○●	学習会・委員長会、RAC・プロバス例会	その他
会員増強及び拡大月間	7月	4	会長活動方針	○		学習会 2日 RAC例会 5、19日 プロバスクラブ例会 12日	10日 会長・幹事会 11日 ガバナー公式訪問
		11	ガバナー公式訪問				
		18	クラブ協議会(活動方針)	○			
		25	サンタローザ学生例会訪問				
新世代のための月間	8月	1	クラブ協議会(決算、予算)			学習会 6日 RAC例会 2、16日 プロバスクラブ例会 9日	4~5日 IAC年次大会(串間)
		8	クラブフォーラム(会員増強)	○ ○			
		15	休会				
		22	卓話	●			
		29	合同例会(プロバスクラブ、RAC)				
職業奉仕・米山月間	9月	5	クラブフォーラム(ローター、インター)			学習会 3日 RAC例会 6、20日 プロバスクラブ例会 13日	11日 会長・幹事会
		12	クラブフォーラム(新世代、ライラ)	○ ○			
		19	卓話				
		26	観月会				
ロータリー財団月間	10月	3	卓話			学習会 1日 RAC例会 4、18日 プロバスクラブ例会 11日	GSE 19~21日 地区大会(延岡)
		10	クラブフォーラム(職業奉仕)	○ ○			
		17	職場訪問				
		24	クラブ協議会(地区大会報告)				
		31	休会				
家族月間	11月	7	クラブフォーラム(米山、財団)			学習会 5日 RAC例会 1、15日 プロバスクラブ例会 8日	13日 会長・幹事会
		14	卓話	○ ○			
		21	卓話				
		28	卓話	●			
家族月間	12月	5	クラブフォーラム(会長、幹事)			学習会 3日 RAC例会 6、20日 プロバスクラブ例会 13日	
		12	年次総会	○ ○			
		19	クリスマス家族会				
		26	卓話				

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表(年間) 2007.7.1~2007.12.31(上期) 2008.6.30(下期)

特別月間	月	日	例会	理事会	1梅 0吉 万ラ ドルチ ○●	学習会・委員長会、 RAC・プロバス例会	その他
ロータリー理解推進月間	1月	2	休会			学習会 7日 RAC例会 3、17日 プロバスクラブ例会 10日	
		9	新春合同例会				
		16	クラブ協議会(上期報告・下期計画)	○	○		
		23	クラブ協議会( )				
		30	卓話				
世界理解月間	2月	6	クラブフォーラム(広報)			学習会 4日 RAC例会 7、21日 プロバスクラブ例会 14日	9日 IM(西南) サンロイヤルホテル 12日 会長・幹事会 23日 ロータリー創立記念日
		13	卓話	○	○		
		20	卓話				
		27	卓話		●		
識字率向上月間	3月	5	クラブフォーラム(社会奉仕)			学習会 3日 RAC例会 6、20日 プロバスクラブ例会 13日	世界ロータークト週間 ペツツ 23日 西RC創立記念日
		12	ロータリー賞贈呈式	○	○		
		19	卓話				
		27	3クラブ合同例会(26日を変更)				
ロータリーブラジル月間	4月	2	クラブフォーラム(会報雑誌、プログラム)			学習会 7日 RAC例会 3、17日 プロバスクラブ例会 10日	8日 会長・幹事会 ゆうかり学園訪問
		9	クラブ協議会(ペツツ報告)	○	○		
		16	ゲスト卓話				
		23	会員卓話				
		30	休会				
ロータリーブラジル月間	5月	7	卓話			学習会 12日 RAC例会 1、15日 プロバスクラブ例会 8日	諸の集い 地区協議会 次期委員長会議
		14	クラブフォーラム(出席、SAA、親睦)	○	○		
		21	卓話				
		28	クラブ協議会(地区協議会報告)		●		
ロータリーブラジル月間	6月	4	クラブフォーラム			学習会 2日 RAC例会 5、19日 プロバスクラブ例会 12日	10日 会長・幹事会 4世代フォーラム 15~18日 RI年次大会(米国)
		11	クラブ協議会(新委員会話し合い)	○	○		
		18	インフォーマル・ディスカッション・ミーティング				
		25	クラブ協議会(委員会活動報告)				

## 『学習会』日程表（2007・7～2008・6）

☆開始時間 午後6時30分

☆委員構成 委員長 廣木 英雄 副委員長 海江田 卓  
高井 敏治 小田代 憲一

予定日	テーマ	司会・進行係	ゲスト発言者(または、委員会)
7/ 2(月) 344回	RIテーマ	川平副会長 情報委員会	古木会長 玉利幹事
8/ 6(月) 345回	会員増強拡大	情報委員会	会員増強・職業分類 会員選考
9/ 3(月) 346回	新世代	情報委員会	新世代、ローターアクト、 インタークト
10/ 1(月) 347回	職業奉仕 ボランティア	情報委員会	職業奉仕 ボランティア
11/ 5(月) 348回	米山 ロータリー財団	情報委員会	米山 ロータリー財団
12/ 3(月) 349回	上期を振り返って	情報委員会	副会長 副幹事
1/ 7(月) 350回	ロータリー理解推進	情報委員会	広報
2/ 4(月) 351回	世界理解・国際奉仕	情報委員会	国際奉仕
3/ 3(月) 352回	社会奉仕	情報委員会	社会奉仕
4/ 7(月) 353回	ロータリー雑誌	情報委員会	会報雑誌 プログラム
5/12(月) 354回	出席と親睦	情報委員会	出席、SAA 親睦、ロータリー家族
6/ 2(月) 355回	一年を振り返って	情報委員会	川平副会長 天本副幹事

☆ 入会3年未満の方

☆ ロータリーをもっと勉強したい方  
☆ ロータリーでの親睦をより深めたい方

} 是非ご出席ください !!

## 鹿児島西ロータリークラブ理事・役員・委員会構成

2007/7~2008/6

(役員・理事) 会長	古木 圭介	(役員・理事) 副会長	川平建次郎
(役員・理事) 幹事	玉利 賢介	(選出・理事) 副幹事	天本 美信
(選出・理事) 職業奉仕委員長	大福 厚範	(理 事) 直前会長	徳留 忠敬
(選出・理事) 社会奉仕委員長	原 正親	(役員・理事) 会場監督(SAA)	山之氏秀行
(選出・理事) 新世代委員長	田中 藤雄		副SAA 山元 將孝
(選出・理事) 國際奉仕委員長	南 徹		副SAA 竹下 威
(役員・理事) 会計	須田 正己		

委 員 会	委 員 長	副 委 員 長	委 員				
ク ラ ブ 奉 仕	川平建次郎		濱崎 一郎	岩田 泰一	江口 清隆		
			鮫島 雄司	藤安 秀一	蓑田 満康		
			庵木 英雄	坂木 貞剛	久保 真介		
			大野 達郎				
会 員 増 強	濱崎 一郎	中村 英幸	前田 義博	徳留 忠敬			
会 員 選 考	岩田 泰一	高山 義則	小山 幸義	田中 寛吉			
職 業 分 類	江口 清隆	濱田 悅郎	野添 良隆	榎田 浩典			
出 席	鮫島 雄司	坂口 憲一	床次 恵	鮫島 信一			
親 瞳	藤安 秀一	桐明桂一郎	松山 澄寛	坂口 辰郎	松田 忠臣		
			迫田 英介	樋渡 良一	田畑 勇		
			鉢之原大助	池田勝一郎	諏訪園 隆		
			上村 國博	松本 吉弘			
ロータリー家族	蓑田 満康	森 俊英	有村 仁志	山田 晴彬			
ロータリー情報	庵木 英雄	海江田 卓	高井 敏治	小田代憲一			
会 報・雑 誌	坂木 貞剛	脇田 稔	福田 正臣	池口 恵觀			
プロ グ ラ ム	久保 真介	小林 勉	佐伯 壽郎	江夏 洋			
広 報	大野 達郎	大山 康成	森永 茂樹	前田樹一郎			
職 業 奉 仕	大福 厚範	中園 雅治	町田 猛	岩男 秀彦			
ボ ラ ン テ イ ア	日高 好久	岩切 豊	中村 英幸	高山 義則	濱田 悅郎		
			坂口 憲一	桐明桂一郎	森 俊英		
			海江田 卓	脇田 稔	小林 勉		
			大山 康成	中園 雅治	山下 皓三		
			深尾 兼好	小林 陸生	福元 隆明		
			藤川 育	水流 洋			
社 会 奉 仕	原 正親	山下 皓三	脇村 太夫	竹下 洋			
新 世 代	田中 藤雄	深尾 兼好	山元 正明	染川 周郎			
ローターアクト	川畑 宏二	小林 陸生	内村 二郎	玉川 哲生			
インター アクト	鮎川 吉弘	福元 隆明	長柄 英男	福元 紳一			
国 際 奉 仕	南 徹	藤川 育	有馬 戰男				
ロータリー財団	岩元 基	水流 洋	太原 春雄	村田 和雄			
米 山 獎 学 会	天本 美信		水渕 清治	櫻美 義明			
ロータリー賞推薦	川平建次郎	原 正親	大福 厚範	田中 藤雄	南 徹		

## クラブ概況報告

(平成19年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年（S38年）3月23日
2. 承認年月日 1963年（S38年）6月27日（九州において第28番目）
3. チャーターナイト 1963年（S38年）11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッチシ・P・ラハリー（インド）
5. 当時のガバナー 進藤誠一（第370地区）
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーチメンバー 24名（その内現在会員1名）
8. アディショナルクラブ名と創立年月日
  1. 加治木RC 1967年（S42年）6月24日
  2. 加世田RC 1972年（S47年）10月18日
  3. 枕崎RC 1972年（S47年）12月14日
  4. 鹿児島城西RC 1986年（S61年）9月16日
  1. 第2800地区日本鶴岡RC  
=1965年（S40年）5月9日締結  
会員相互親善訪問、週報等の交換
  2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC  
=1989年（平成元年）4月28日締結  
青少年交換事業
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
10. 提唱インターラクトクラブ
11. 提唱ロータリアクトクラブ
12. 提唱プロバスクラブ
13. 区域 鹿児島市、垂水市とする。

14. 事務所	鹿児島市金生町3番1号山形屋内 TEL (099-223-5902) FAX (099-223-7507)		
15. 例会日	毎週水曜日12時30分～13時30分		
16. 例会場	山形屋1号館7階社交室		
17. 歴代ガバナー	19ページ 21ページ		
18. 歴代分区代理	櫻美 四郎 (1967)	鯫島志茅太 (1970)	
	塘 一郎 (1972)	岡元健一郎 (1978)	
	川上鐵太郎 (1983)	福田 敏之 (1986)	
( ガバナー補佐 )	海江田 卓 (2000)		
19. 歴代会長	19ページ 21ページ		
20. 歴代幹事	20ページ 22ページ		
21. 現在会員	正会員88名		
22. 平均年齢	62.9才	最高 88才	最低 35才
		80代 4名	70代 22名
		60代 26名	50代 24名
		40代 11名	30代 1名
23. 出席率	本年度目標94%		
24. 入会金	35,000円		
25. 年会金	190,000円		
26. ビジターカード費	1,900円		
27. 会報	毎週週報を発行		
28. ロータリーアン誌	「ロータリーの友」全員購読		
29. クラブ協議会	9回		
30. クラブフォーラム	10回		
31. インフォーマルミーティング	1回		
32. 理事会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時		
33. 委員長会議	年4回		
34. 会長幹事会	市内…6回		

## 西ロータリークラブの推移

昭和	西暦	ガバナー	会長	
38～39	1963～64	嘉村 平八	初代	櫻美四郎
39～40	1964～65	町田 秀実	2代	土橋 英夫
40～41	1965～66	島津 久厚	3代	塘一郎
41～42	1966～67	吉村 常助	4代	米倉 秀夫
42～43	1967～68	向笠 広次	5代	島津 忠丸
43～44	1968～69	大津 篤造	6代	鮫島 志芽太
44～45	1969～70	日高 安壯	7代	佐伯 延次郎
45～46	1970～71	八田 秋	8代	久保田 彦穂
46～47	1971～72	小田 一昭	9代	岩元 正二
47～48	1972～73	東 博仁	10代	牧田 健二
48～49	1973～74	杉原 順三	11代	川村 洋
49～50	1974～75	竹野 融	12代	新福 栄熊
50～51	1975～76	後藤 基彰	13代	福田 敏之
51～52	1976～77	塘一郎	14代	岡元 健一郎
52～53	1977～78	西田 武雄	15代	河井 時義
53～54	1978～79	吉村 武文	16代	藤安辰造
54～55	1979～80	井上 和人	17代	川上 鐵太郎
55～56	1980～81	福島 親比古	18代	浜田 馨
56～57	1981～82	大久保 圭一郎	19代	中村 俊雄
57～58	1982～83	杉村 進	20代	久保 政次
58～59	1983～84	丸田 美徳	21代	高井 敏治
59～60	1984～85	田中 千尋	22代	池田 廣
60～61	1985～86	外山 三郎	23代	福田 正臣
61～62	1986～87	岩澤 光男	24代	中村 善治
62～63	1987～88	池田 卓郎	25代	小園 正人
63～64	1988～89	岡村 俊一	26代	外西 寿彦
H1～H2	1989～90	岩下 哲夫	27代	三角 桂次郎
H2～H3	1990～91	今林 重夫	28代	川田 恵一
H3～H4	1991～92	井上 日出男	29代	木治屋 克己
H4～H5	1992～93	本坊 蔵吉	30代	岩元 紀彦
H5～H6	1993～94	三重野 良輔	31代	岩男 秀彦
H6～H7	1994～95	佐々木 典綱	32代	吉留 益
H7～H8	1995～96	竹内 三郎	33代	岩元 基
H8～H9	1996～97	海江田 順三郎	34代	玉川 哲生
H9～H10	1997～98	岡師 鎮雄	35代	高山 義則

## (歴代会長並びに幹事)

幹 事		会 員 数	平均年齢	平均出席率
初代	川村 洋	35名	50.0才	99.18%
2代	高徳三藏	44	49.0	99.11
3代	河井時義	48	51.40	99.09
4代	藤安辰造	46	52.70	98.81
5代	安楽慶一郎	55	53.30	99.79
6代	柴山一雄	58	53.00	99.92
7代	高井敏治	61	52.80	99.92
8代	久保政次	65	52.60	98.83
9代	田平禮章	73	53.19	99.01
10代	浜田馨	79	52.09	98.14
11代	外西寿彦	75	54.30	98.73
12代	小山幸義	79	53.80	97.91
13代	池田廣	85	54.60	97.63
14代	中村善治	86	55.70	95.49
15代	小園正人	90	57.10	96.52
16代	三角桂次郎	87	56.45	96.59
17代	川田恵一	88	57.25	96.92
18代	光吉正昭	87	57.47	97.07
19代	徳澤紀生	86	57.58	96.22
20代	水渕清治	89	57.02	93.96
21代	木治屋克巳	85	57.18	93.75
22代	柿市高重	81	58.27	92.05
23代	山下皓三	86	58.23	93.31
24代	中尾洋	85	57.63	95.36
25代	櫻美義明	89	58.10	94.74
26代	岩元基	91	58.05	94.06
27代	古木圭介	90	57.97	93.21
28代	内山光男	94	57.72	91.68
29代	上原満	96	57.49	90.33
30代	玉川哲生	99	57.91	91.94
31代	佐伯壽郎	95	58.37	88.13
32代	江夏洋	87	57.29	88.94
33代	中川宏	87	57.86	90.62
34代	森永茂樹	91	57.29	91.12
35代	榎田浩典	92	57.37	92.65

## 西ロータリークラブの推移

昭和	西暦	ガバナー	会長	
H10～H11	1998～99	鯨島 哲也	36代	海江田 卓
H11～H12	1999～2000	井ノ上 繁	37代	太原 春雄
H12～H13	2000～2001	安満 良明	38代	山元 正明
H13～H14	2001～2002	大淵 達郎	39代	竹下 威
H14～H15	2002～2003	海江田 卓	40代	水流 洋
H15～H16	2003～2004	吉松 成人	41代	片平 可也
H16～H17	2004～2005	三木 靖	42代	岩田 泰一
H17～H18	2005～2006	菊地 平	43代	山下皓三
H18～H19	2006～2007	富永 国俊	44代	徳留 忠敬
H19～H20	2007～2008	田村 智英	45代	古木 圭介

(歴代会長並びに幹事)

幹 事		会 員 数	平均年齢	平均出席率
36代	岩田泰一	96名	57.85才	91.91%
37代	村田和雄	97	57.53	91.54
38代	川平建次郎	95	59.02	93.92
39代	須田正己	91	60.02	91.03
40代	岩切 豊	89	60.40	88.00
41代	染川周郎	88	61.50	89.74
42代	江口清隆	80	62.00	85.56
43代	深尾兼好	81	62.40	84.54
44代	長柄英男	91	62.30	
45代	玉利賢介	88	62.90	

## S・A・A

S A A : 山之氏秀行  
副S A A : 山元 將孝  
副S A A : 竹下 威

### 基本方針

西ロータリークラブの伝統を胸に、気品を保ちつつ親睦を深め、明るく楽しい例会となるよう心がける。

### 本年度の計画

1. 定刻開始、定刻終了に努め、限られた時間内で円滑な進行をする。
2. 会員、幹事、各委員長と連絡を密にし、例会の準備設営を行う。
3. ゲスト及びビジターへの心配りに努める。

## クラブ奉仕委員会

委員長：川平建次郎  
委 員：濱崎 一郎, 岩田 泰一, 江口 清隆, 鮫島 雄司,  
藤安 秀一, 萩田 満康, 庵木 英雄, 坂木 貞剛,  
久保 真介, 大野 達郎

### 基本方針

クラブ奉仕委員会は、本クラブの会員が、自他にロータリー精神を鼓吹し、好意と友情をもって会員相互の関係を維持発展させ、あらゆるクラブの活動が円滑に遂行されることを目的とする。

### 本年度の計画

1. 委員会は、本クラブの会員が、ロータリーに関する情報を共有できるように、また例会が円滑に運営できるように、さらには各委員会の企画する行事に対する会員の協力体制が整うように努力する。
2. 「クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。」というクラブ定款第9条第3節の規定が遵守されるように、すべての会員に対し、あらゆるクラブの活動は、理事会の決済を受けるよう注意を喚起する。
3. 理事・役員と協議しながら、必要に応じて委員会を招集する。
4. 規定審議会の決定を受けて「クラブ定款」および「クラブ細則」を改定する。
5. 鶴岡ロータリークラブの50周年記念の来年に向かって、訪問の準備をはじめる。

## 会員増強委員会

委員長：濱崎 一郎 副委員長：中村 英幸  
委 員：前田 義博，徳留 忠敬

### 基本方針

情報を大切にする。そのためには、会員選考・職業分類委員会との連携強化を密にして、本クラブの円滑な運営と活性化のため、会員一人一人の協力を得て、増強活動に努力します。

### 本年度の計画

1. 会員退会の未然防止に努める。(欠席者に注目する)
2. 厳格も大切。明るく楽しい例会になるよう、心掛けたい。
3. 職業分類による未開発の部分を聞き出していき、増強に努める。
4. 円滑なる運営をするため、年3回位、会員選考、職業分類の委員会と合同委員会を開く。

## 会員選考委員会

委員長：岩田 泰一 副委員長：高山 義則  
委 員：小山 幸義，田中 寛吉

### 基本方針

会員増強・職業分類委員会との連携を深め会員選考を行なう。

### 本年度の計画

1. 推薦された人をすみやかに、理事会に報告する。

## 職業分類委員会

委員長：江口 清隆 副委員長：濱田 悅郎  
委 員：野添 良隆，榎田 浩典

### 基本方針

会員の職業分類表を作製し、これに対する職業分類上から見た未充填職業を検討し、会員構成の改善点があれば、理事会および関連委員会に提言してゆく。

### 本年度の計画

1. 現会員の職業分類を再度調査して実情を把握した上で、今の時代とロータリー規約に合った分類表を提案して、全ての会員がロータリーライフを楽しめるようにしたい。
2. 会員増強(委)、会員選考(委)と協議をしながら委員会活動をしていきたい。

## 出席委員会

委員長：鮫島 雄司 副委員長：坂口 憲一  
委 員：床次 恵，鮫島 信一

### 基本方針

例会の出席率向上に努め、各委員会と協力し、会員間の相互理解を促進させたい。

### 本年度の計画

1. メークアップの奨励。
2. 欠席の多い会員へ連絡をする。

## 親睦委員会

委員長：藤安 秀一 副委員長：桐明 桂一郎  
委 員：松山 澄寛、松田 忠臣、坂口 辰郎、追田 英介  
　　樋渡 良一、田畠 勇、池田勝一郎、諏訪園 隆  
　　鉢之原大助、上村 國博、松本 吉弘

### 基本方針

会員間の親睦のみならず、家族間また、他クラブとの交流や友情を増進するようなロータリーのレクレーション及び社交的諸活動を計画、実施することで、クラブにおける更なる活性化と雰囲気づくりに努める。

### 本年度の計画

1. SAAと協力を図り有意義な例会づくりに努め、ニコニコボックスの件数増加を計る。例会時間20分前に集まり、会員メンバーへの触れ合いに努める。(ネームプレートやメンバーを迎える姿勢で臨む)挨拶・握手等で迎え入れる。
2. 西ロータリーの各種行事に自発的に参加し、各メンバーとの交流を図る。
3. ゴルフコンペの開催を行い会員間の交流を図る。  
　　1回は3クラブ合同コンペへの参加。
4. 夜の交流会を行う。特に3年未満の会員との親睦交流を深める。酒を酌み交わしフランクな会合を実施。(各委員会に協力をお願いします。) 各個々人の情報交換や各委員会の事業に対する協力の場としての活用。  
　　年間3回くらい第2水曜日の夜を予定しています。

7月11日(水) (委員長の会員委員会方針伝達の会)  
10月10日(水) (新入会員親睦)  
2月13日(水) (新入会員親睦)

18:30～

## ロータリーファミリー委員会

委員長：蓑田 満康 副委員長：森 俊英  
委 員：有村 仁志，山田 晴彬

### 基本方針

新会員とその家族がロータリーに馴染めるように手助けを図る。  
また、会員家族の親睦、理解の促進に努める。プロバスクラブ、ローター  
アクトとの交流も促進する。

### 本年度の計画

1. 観月会(妻に感謝する夕べ)へのご夫人の参加を呼びかける。
2. クリスマス家族会への配偶者・子供・孫等への積極的な参加を呼びかける。
3. 5月頃の海岸清掃に会員及び家族の参加を呼びかける。

## ロータリー情報委員会

委員長：庵木 英雄 副委員長：海江田 卓  
委 員：高井 敏治，小田代憲一

### 基本方針

内外のロータリー活動の情報を遗漏無きように(現実には重点的に歴史・  
綱領・活動など)キャッチし内部会員に有効に伝達する。特に新会員(入会候  
補者を含め)にはオリエンテーションによる融和策を優先する。

### 本年度の計画

1. 新入会員との懇談会(予定は前半・後半年度内2回))
2. 学習会の継続実施(原則一毎月第1月曜日)  
イ】入会3年未満会員への参加促進(紹介者、委員のコーチング)  
ロ】古参会員の経験談(例：名物会長、思い出に残る事跡など)  
ハ】各月のロータリーテーマの理解  
ニ】ガイドブックの無償提供
3. 入会候補者への資料提供(ロータリーの友・週報など)
4. 新規テーマ：CLPへの取り組み対策・導入策

## 会報・雑誌委員会

委員長：坂木 貞剛 副委員長：脇田 稔  
委 員：池口 恵觀，福田 正臣

### 基本方針

週報に次回例会のプログラムを紹介し、前回例会の重要事項を報告することにより、会員の関心を喚起し、出席率の向上、親睦の増強及び会員相互の情報交換に寄与する。更に雑誌に対する関心を高めるため重要な記事内容を紹介する。

### 本年度の計画

1. 基本的な記事内容は継承するが、同時に新しい企画(例：会員の思う事発表等)取り入れたい。
2. ロータリー関係の雑誌への記事送付を心掛ける。
3. 週報、雑誌等を関係機関に寄贈する。

## プログラム委員会

委員長：久保 真介 副委員長：小林 勉  
委 員：佐伯 壽郎，江夏 洋

### 基本方針

前年度の活動を参考にしながら委員皆であらゆるジャンルを組み合わせたプログラムを組みます。

### 本年度の計画

1. 幅広い分野からユニークな外部卓話を行います。
2. 新入会員等の会員卓話により相互理解を促進します。
3. ロータリーのテーマや、月間活動に沿って、クラブ行事との調整を速やかに行います。
4. 芸術、娯楽を取り入れた楽しいプログラム。

## 広 報 員 会

委員長：大野 達郎 副委員長：大山 康成  
委 員：森永 茂樹，前田樹一郎

### 基 本 方 針

ロータリークラブの理念、西クラブの活動などが広く地域の方々に理解されるよう各種の情報を発信したい。

### 本年度の計画

1. ホームページの充実を図る。
2. 週報・H P等により、クラブ内の情報伝達に努める。
3. 地元マスコミとの連携に努め、情報提供を活発に進めたい。

## 職 業 奉 仕 委 員 会

委員長：大福 厚範 副委員長：中園 雅治  
委 員：町田 猛，岩男 秀彦

### 基 本 方 針

職場での仕事を通じて社会奉仕に貢献する事を方針とする。

### 本年度の計画

1. 「四つのテスト」の唱和を実施する。
2. 職場訪問を行い、隠れた優良従業員を表彰する。
3. インターアクト、新世代委員会と、連携をとり「職業選択フォーラム」に参加する。
4. ボランティア委員会と協力し、職業を通じてボランティア活動をおこなう。

## ボランティア委員会

委員長：日高 好久 副委員長：岩切 豊  
委 員：中村 英幸，高山 義則，濱田 悅郎，坂口 憲一，  
桐明桂一郎，森 俊英，海江田 卓，脇田 稔，  
小林 勉，大山 康成，中園 雅治，山下 皓三，  
深尾 兼好，小林 瞳生，福元 隆明，藤川 育，  
水流 洋

### 基本方針

西ロータリークラブ会員が、自分に出来る、ボランティアを認識してもらい、職業、社会、国際の各奉仕委員会の事業に参加できる環境を作る。

### 本年度の計画

1. 例会や学習会等を通してボランティアに対する理解と啓発活動に努める。
2. 各奉仕委員会と緊密に連携して各事業に理解を深めて、参加する。
3. ローターアクト、インターラクトのボランティア活動にも積極的に協力する。

## 社会奉仕委員会

委員長：原 正親 副委員長：山下 皓三  
委 員：脇村 太夫，竹下 洋

### 基本方針

身近に必要な奉仕活動を進め、クラブ会員が気軽に参加できる活動を実行する。

### 本年度の計画

1. 四世代フォーラムの開催。新世代、インターラクト、ローターアクト、プロバスクラブとの緊密な連携を図る。
2. プロバスクラブの支援。プロバス例会への積極的な出席。
3. ゆうかり学園訪問。
4. ロータリー賞の推薦。

## 新世代委員会

委員長：田中 藤雄 副委員長：深尾 兼好  
委 員：山元 正明，染川 周郎

### 基本方針

新世代は次の時代を託す大事な世代であります。現状を充分掌握しつつ、RIの提唱する「新世代のためのロータリー・プログラム」のもと、社会奉仕、ローターアクト、インター アクト、職業奉仕、国際奉仕の各委員会と連携を図り、次世代に貢献する青少年育成にあたる。

### 本年度の計画

1. ライラの開催。
2. 新世代の各分野に対する意識を調査する。
3. 調査した事項を分析する。

## ローターアクト委員会

委員長：川畠 宏二 副委員長：小林 陸生  
委 員：内村 二郎，玉川哲生

### 基本方針

各種のローターアクト活動に参画し、活動の充実と活性化に努める。会員増強に協力・支援する。

### 本年度の計画

1. ローターアクト例会への参加（月2回）
2. ボランティア清掃作業への参加
3. バザーへの協力
4. アクト会員とロータリー会員との親睦会実施
5. ローターアクト年次大会への参加

## インターラクト委員会

委員長：鮎川 吉弘 副委員長：福元 隆明  
委 員：長柄 英男，福元 紳一

### 基本方針

鶴丸高校・鹿児島高校の顧問教師との交流に努め、また地区委員会との連係を図り現状把握をしっかり行う。その上で、次世代を担うインターラクト生が、地域社会への奉仕・国際理解と親睦の輪が広げられるように支援体制をとっていきたい。

### 本年度の計画

1. 第43回インターラクト年次大会への参加
2. 職業選択フォーラムの開催（鶴丸高校）
3. 委員会活動の活性化を図る
4. インターラクト提唱高校の校長・顧問教師とインターラクト委員との交流会の開催

## 国際奉仕委員会

委員長：南 徹 副委員長：藤川 毅  
委 員：有馬 戦男

### 基本方針

ロータリー活動を通じて、国際理解と親善を推進すること。

### 本年度の計画

1. 国際レベルの教育および文化交流活動の在り方を考える。
2. サンタローザ友好協会主催の青少年交換プログラムの支援をする。
3. GSEプログラムに協力する。
4. 国際奉仕に関して、会員の理解を深め、情報を提供する。
5. 4クラブ合同で行なったWCSプロジェクト（ネパール：シルバリ村）の結果の推移を見守っていく。

## 〔ロータリー財団委員会〕

委員長：岩元 基 副委員長：水流 洋

委 員：太原 春雄，村田 和雄

### 基本方針

財団の事業への理解を深めていただき、一層の協力を頂くよう努力する。

### 本年度の計画

ポール・ハリス・フェロー、準フェロー、マルチプル・フェロー、ベネファクターの増加を計る。

## 〔米山奨学会〕

委員長：天本 美信

委 員：水渕 清治，櫻美 義明

### 基本方針

米山奨学会の目的と活動等を適時紹介し、会員の理解を深めてもらい、物心両面の協力が得られるよう努める

### 本年度の計画

①米山奨学会の目的、意義、また表彰制度の改定について情報を提供し、理解と協力を促す。

②米山ランチ等、普通寄付を例年どおり実施する。

## クラブ所在地域の変更の申請

クラブの所在地域を変更するには、クラブの例会において、投票する出席会員全員の最低3分の2の賛成投票を必要とします。さらに、変更には、国際ロータリー理事会の承認を必要とします。理事会の承認を要請するには、本書式にご記入のうえ、貴地域を担当するクラブ・地区管理担当職員に提出してください。クラブの完全な名称と共に都道府県名と国名を含めなければならないことにご留意ください。所在地域の記述が所定の空欄に収まらない場合は、別紙を添付して差し支えありません。

国際ロータリー理事会 殿

標準ロータリー・クラブ定款第18条2節の規定に準拠し、当 鹿児島西(KAGOSHI MA WEST)ロータリー・クラブは、2007.04.18に開催したクラブ例会において、投票する出席会員全員の3分の2の賛成投票により以下のとおり所在地域を設定し変更を承認したことを証し、国際ロータリー理事会の承認を受けるため当クラブ定款第3条に対する改正案を提出します。

現在の所在地域：「鹿児島市、垂水市、鹿児島郡吉田町および桜島町」

新しい所在地：「鹿児島市および垂水市」

変更の理由 : 「国策」により実施された「平成の大合併」により、「行政上の地域の範囲と名称」に変更がなされた。新しい行政上の地域と範囲に配慮して、鹿児島西ローター・クラブの所在地域を変更した。

日本国 鹿児島県 鹿児島西ロータリー・クラブ RI第2730地区

(D2730 KAGOSHIMA WEST RC KAGOSHIMA Pref. JAPAN)

徳留忠徳

クラブ会長の署名(TOKUDOME Tadanori)

2007年4月18日

日付 (2007.04.18)

長柄英男

クラブ幹事の署名(NAGARA Hideo)

2007年4月18日

日付 (2007.04.18)

## EXECUTIVE DECISION OF THE GENERAL SECRETARY

### SUBJECT:

Request for Change of Club Locality

### STATEMENT:

In accordance with the provisions of article 18, section 2, of the *Standard Rotary Club Constitution*, the Rotary Club of Kagoshima West, Kagoshima, Japan, District 2730, voted at its regular club meeting on 18 April 2007 to change its locality, and has submitted this amendment to article 3 of its constitution for the approval of the Board of Directors of RI. An application is attached, signed by the club president and secretary, explaining the reason for the requested change of locality.

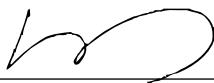
The change will be as follows:

Current Locality: Kagoshima City, Tarumizu City, Yoshida-cho and Sakurajima-cho in Kagoshima-gun, Kagoshima, Japan

New Locality: Kagoshima City and Tarumizu City, Kagoshima, Japan

### Decision:

The Board of Directors of Rotary International, the general secretary acting on its behalf, in accordance with article 18, section 2, of the *Standard Rotary Club Constitution*, Approves the above-stated change in locality and the amendment to article 3 of the constitution of the Rotary Club of Kagoshima West, Kagoshima, Japan, District 2730

  
For the Board of Directors of RI  
2 May 2007  
Date

# 鹿児島西ロータリークラブ定款（注1）

## 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

## 第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。：

本クラブの所在地域は、「鹿児島市、垂水市」とする。

## 第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること：
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること：あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること：そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること：
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること：
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること：

## 第5条 会合

### 第1節 例会

- (a) 日および時間。 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

- (b) 会合の変更。 但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。 また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

## 第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

## 第6条 会員身分

### 第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

### 第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

---

(注2) 第2節に関する暫定規定第6条・第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在、ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

---

### 第3節 正会員

R I定款・第5条・第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

### 第4節 移籍するロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならぬ。正会員に推薦された移籍する会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

### 第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

## 第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。 ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

## 第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

## 第8節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

# 第7条 職業分類

## 第1節 一般規定

- (a) 主な活動。 各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。 理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかるは是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

## 第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類

の下で継続することができる。

(注2) 第2節に関する暫定規定 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款・第6条・第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

---

## 第8条 出席

### 第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。 本クラブの例会の、定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
  - (2) ロータークト、インターフクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ロータークト、仮インターフクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
  - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て召集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること、または、
  - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合、または、
  - (5) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること、または、
  - (6) 本クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているマークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のマークアップとして有効とみなされ

る。

(b) 例会時において。 例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (5) メークアップする機会が全く得られないような僻地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。

(6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

(c) 転勤による長期の欠席。 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。

## 第2節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

## 第3節 RI役員の欠席

会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

## 第4節 出席の記録

本条2節(b)項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

# 第9条 理事および役員

## 第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

## 第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

## 第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以

外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条・第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当番例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

#### 第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくとも差し支えない。

#### 第5節 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。 会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格条件。 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。

### 第10条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条・第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は2度目の入会金の納入を要しないものとする。

### 第11条 会員身分の存続

#### 第1節 期間

会員身分は次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

## 第2節 自動的終結

- (a) 会員身分。 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
- (1) 理事会は正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を越えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；
  - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件に引き続き従わなければならない；また
  - (3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていないなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。
- (b) 再入会。 会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。
- (c) 名誉会員の加盟の終結。 名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

## 第3節 終結一 会費不払

- (a) 手続。 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。 理事会はその嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰することはできない。

## 第4節 終結一 欠席

- (a) 出席率。 会員は、
- (1) ロータリー年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。

- (2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあるものとする。

- (b) 連続欠席。 会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条・第2節もしくは第3節に従う場合を除いては、連続4回例会に出席せず、またメールアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

#### 第5節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。 理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 通知。 本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

#### 第6節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

- (a) 通知。 幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。 提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には会員のみが出席するものとする。
- (c) 仲介。 仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることがある。

- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。
- (e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

#### 第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

#### 第8節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

#### 第9節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

### 第12条 地域社会、国家および国際問題

#### 第1節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

#### 第2節 支持の禁止

本クラブは公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

#### 第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

#### 第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## **第13条 ロータリーの雑誌**

### **第1節 購読指定**

RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条规定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌または理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。

購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

### **第2節 購読料**

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## **第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守**

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## **第15条 仲介**

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

## **第16条 細則**

本クラブはRIの定款・細則、RIによって単位管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

## **第17条 解釈の仕方**

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費を節約し、応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

## 第18条 改正

### 第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。

その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

### 第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条(名称)および第3条(所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

---

注1. 國際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

注2. 2001年規定審議会は、会員の種類（シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員およびアディショナル正会員）を削除した制定案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規定による理由で会員身分を喪失することはないものとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。

---

(付則) 1. この定款は、2001年7月1日 から実施する。

(付則) 1. この定款は、2002年5月1日 RI日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2002年5月8日 本クラブ理事会の承認を受けた。

(付則) 1. 本クラブ例会は、2002年6月5日 定款第3条（所在区域）の改訂案を採択した。

(付則) 1. 定款第3条（所在区域）の改訂は、2002年6月18日 RI理事会の承認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2002年7月1日 から実施する。

# 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

## 第1条 理事および役員の選挙

### 第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員（会長）は会員に対して、4名の役員エレクト即ち、次年度の会長（次年度の副会長）、次年度の幹事（次年度の副幹事）、次年度の会計、次年度の会場監督と、4名の理事エレクト（次年度の職業奉仕委員長、次年度の社会奉仕委員長、次年度の国際奉仕委員長および次年度の新世代委員長に就任するものとし、役職ごとに候補を指名する）を選出すべく、指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところ（立候補または、理事会の推薦）に従って行うことができる。適法に行われた指名は役職ごとに、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した次年度の会長、次年度の幹事、次年度の会計、次年度の会場監督および4名の次年度の理事（次年度の○○奉仕委員長）候補がそれぞれに当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された次年度の会長（次年度の副会長・役員・理事・次年度のクラブ奉仕委員長）および次年度の幹事（次年度の副幹事・非役員・理事）は、その選挙の後、7月1日に始まる年度に、会長エレクト（次年度の副会長・役員・理事）および副幹事（次年度の幹事・非役員・理事）として理事会のメンバーを務め、会長エレクト（次年度の副会長）および副幹事（次年度の幹事）として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長および幹事に就任するものとする。

なお、名誉会員は、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。

### 第2節

役員、理事に直前会長および副幹事を加えて理事会を構成するものとする。

---

(別掲)：鹿児島西ロータリークラブの役員（5名）および理事（11名）は、次の通りである。

役 員：会長、副会長（会長エレクト・クラブ奉仕委員長）、幹事、会計および会場監督。

理 事：会長、副会長（会長エレクト・クラブ奉仕委員長）、幹事、会計、会場監督、直前会長、副幹事（次年度幹事）と、選挙により選出された理事4名（職業奉仕委員長、社会委奉仕委員長、国際奉仕委員長および新世代委員長）。

---

(注)：『本クラブ定款』第9条・第4節の規定について、鹿児島西ロータリー・クラブにあっては、役員たる幹事、会計および会場監督を理事とする。また『本細則』第1条・第1節に規定するように、副幹事（次年度の幹事・非役員）を理事とする。

### 第3節

理事会（11名）またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

#### 策4節

役員エレクト（4名）または理事エレクト（4名）の地位に生じた欠員は、残りの被選理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

### 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。《本細則》第1条・第2節に規定された通り、会長と、《本細則》第1条・第1節に基づいて選挙された4名の理事、4名の役員、加えて直前会長および副幹事の11名が理事会の構成メンバーである。

### 第3条 役員の任務

#### 第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

#### 第2節 会長エレクト（副会長・クラブ奉仕委員長）

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他の会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。会長エレクトは副会長およびクラブ奉仕委員長を兼ね、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

#### 第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付隨する任務を行うにある。

#### 第4節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付隨する任務を行うにある。会計はその職を去るに当たって、その保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

#### 第5節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付隨する任務、およびその他の会長または理事会によって定められた任務とする。

## 第4条 会合

### 第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

### 第2節 例会

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または『本クラブ定款』第8条・第2節・(b)の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは『本クラブ定款』第8条・第1節・別段の規定によるものでなければならない。

### 第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

### 第4節 理事会

定例理事会は毎月第2水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

### 第5節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第5条 入会金および会費

### 第1節 入会金

入会金は35,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。

### 第2節 会費

会費は年額190,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

### 第3節 入会金・会費の、会期途中の入会者への対応

会期の途中から入会する者は、入会金の全額と、年会費の残存月額分を納入すべきものとする。(1000円未満は切り捨て)

### 第4節 入会金・会費の、会期途中の退会者への対応

当該半期分の会費を納入していた会員が会期の途中で退会する場合、当該半期分の会費の、退会月の翌月分から後の残存月額分を返還するものとする。入会金は返還しない。(1000円未満は切り捨て)

## 第5節 名誉会員への対応

理事会により選定された名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるものとする。

## 第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

## 第7条 委員会

### 第1節 委員会総則

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

　クラブ奉仕委員会

　職業奉仕委員会

　社会奉仕委員会

　国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長はその必要ありと認めた場合、新世代育成に関する奉仕活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるものとする。

### 第2節 クラブ奉仕委員会

(a) クラブ奉仕委員会委員長（会長エレクト・副会長）は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長を

委員として構成されるものとする。

- (c) 会長は理事会の承認を受け、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

会員増強委員会

会員選考委員会

職業分類委員会

出席委員会

親睦委員会

ロータリー情報委員会

会報・雑誌委員会

プログラム委員会

広報委員会

- (d) 会長は、会長エレクト（副会長・クラブ奉仕委員長）に命じ、会員増強、会員選考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるものとする。

- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。

- (g) 会報・雑誌委員会は、可能である限りクラブ週報の編集・刊行を行うこととし、地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

### 第3節 職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 職業奉仕委員会は、職業奉仕委員会委員長と職業奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

- (c) 会長は理事会の承認を受け、職業奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：

ロータリーボランティア委員会

- (d) ロータリーボランティア委員会委員は、クラブ奉仕委員会とロータリーボランティア委員会を除くすべての委員会の副委員長によって横成されるものとする。

### 第4節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ

ものとする。

- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。国際ロータリーの推奨する人間尊重委員会、地域発展委員会、環境保全委員会、協同奉仕委員会は、当面設置しない。

#### 新世代委員会

- (d) 会長は理事会の承認を受け、新世代奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

#### ローターアクト委員会

#### インターラクト委員会

- (e) ロータリー賞は、鹿児島西ロータリークラブが独自に定めた社会奉仕活動実践者への表彰制度である。会長は、クラブ奉仕委員長を委員長とし、社会奉仕委員長を副委員長とし、職業奉仕委員長及び国際奉仕委員長を委員とする次の委員会を設置し、広く一般市民の中から該当者を選定する任務をもつものとする。

#### ロータリー賞推薦委員会

- (f) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会の承認を受けたのち、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

### 第5節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 会長は理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

#### ロータリー財団委員会

- (c) 米山記念奨学会は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。会長は理事会の承認を受け、米山記念奨学会の維持発展のための特別委員会として、米山記念奨学会委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。ロータリー米山記念奨学生の世話と財団法人・ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励という任務をもつものとする。

## 第8条 委員会の任務

### 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事

会に報告するものとする。

- (a) 会員増強委員会。 この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (b) 会員選考委員会。 この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (c) 職業分類委員会。 この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (d) 出席委員会。 この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (e) 親睦委員会。 この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブ的一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (f) ロータリー情報委員会。 この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。
- (g) 会報・雑誌委員会。 この委員会は、国際ロータリーの推奨するクラブ会報委員会と、雑誌委員会の任務を兼務するものとする。この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。またこの委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース

資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

- (h) プログラム委員会。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) 広報委員会。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

## 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) ロータリーボランティア委員会。この委員会は、全ロータリアンに向かって、ロータリーのモットーである「超我の精神」の実践、即ちロータリアンによるボランティア活動をとおして地域社会に奉仕する目的をもって設立された委員会であり、ボランティア活動のプログラムを準備し、手配しなければならない。ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会などと協力しながら奉仕活動をするものとする。

## 第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務（「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」及び「協同奉仕」等に关心を寄せて）を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとし、鹿児島西ロータリークラブが提唱し設立された「鹿児島西プロバスクラブ」の活動を全面的に支援するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) 新世代委員会。この委員会は、年令30才までの若い人の育成を支援する目的をもって設置された委員会である。国際ロータリーによれば、「各ロータリアンの責務は、年令30才までの若い人すべてを含む新世代の多用なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。」とある。この委員会は、新世代奉仕活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。ひろく社会奉仕委員会、職業奉仕委員会、国際奉仕委員会などと協力しながら奉仕活動をするものとする。
- (b) ローター・アクト委員会。国際ロータリーによれば、「ローター・アクト・クラブの目的は、青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間によりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにあ

る」とある。この委員会は、鹿児島西ロータリークラブが提唱し設立された「鹿児島西ローターアクト・クラブ」の活動を全面的に援助するものである。

- (c) インターアクト委員会。 国際ロータリーによれば、「インターラクト・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターラクト・クラブに入会できる者は高校に在学中の学生または年令14才から18才までの若い人である。」とある。この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鶴丸高校インターラクト・クラブ」と「鹿児島高校インターラクト・クラブ」の活動を全面的に援助するものである。
- (d) ロータリー賞推薦委員会。 「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた社会奉仕活動実践者への表彰制度である。この委員会は、ひろく一般市民の中から、該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつものである。

#### 第4節 國際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、國際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの國際奉仕活動に責任をもち、國際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) ロータリー財団委員会。 国際ロータリーによれば、「ロータリー財団の目標は、博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ明確かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民のあいだに理解と友好的な関係を助長することである。ロータリー財団の使命は、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて世界理解と平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。」とある。この委員会は、全ロータリアンにロータリー財団の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (b) 米山記念奨学会委員会。 (財) ロータリー米山記念奨学会によると、「米山記念事業は、日本のロータリーが作り育てた国際奉仕プログラムである。日本最初のロータリー・クラブの創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足し、ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め、国際親善と交流を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創出と維持に貢献することを目的とする。」とある。この委員会は、全ロータリアンに (財) ロータリー米山記念奨学会の活動に関して周知させるとともに、米山記念奨学会の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

#### 第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会の出席を免除される。

(注) : このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブ

の例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、**『本クラブ定款』第8条・第2節・(b)** の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない。

---

## 第10条 財務

### 第1節 資金の預金

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

### 第2節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は役員3名（会長、幹事と会計）の署名・捺印する伝票に基づき、会計の署名・捺印する小切手または銀行振込みもしくは現金をもって支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

### 第3節 資金の安全管理と保証

理事会が必要と認めた場合には、資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの所管する資金の安全保管のために、理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

### 第4節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

---

(注)：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

---

### 第5節 予算書の作成

各会計年度の初めに理事会はその年度の收支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

## 第11条 会員選挙の方法

### 第1節 会員候補の、推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

### 第2節 会員候補の、資格の確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしている

ことを確認するものとする。

#### 第3節 会員候補への、入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は、その決定事項を推薦者に通知しなければならない。

#### 第4節 入会予定者への、入会前の応対

理事会の決定が肯定的であった場合、幹事または推薦者は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

#### 第5節 会員候補の、入会の確定

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会が会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、理事会が入会を承認した場合、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

#### 第6節 入会式

このような選挙後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

### 第12条 決議

事の如何を問わず、本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

- (a) 退会の承認。 退会を希望する者は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。
- (b) 名誉会員の選定と身分存続期間の決定。 理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けたうえで、《本クラブ定款》第6条・第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

### 第13条 議事の順序

開会宣言

会長の挨拶  
来訪ロータリアンの紹介  
来信および告示事項  
幹事および委員会からの報告（もしあれば）  
審議未終議事の審議（もしあれば）  
新規議事の審議（もしあれば）  
スピーチその他のプログラム  
閉会

#### 第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

- (付則) 1. この細則は、2001年7月1日 から実施する。  
(付則) 1. この細則は、2002年5月1日 RI日本事務局の確認を受けた。  
(付則) 1. この細則は、2002年5月8日 本クラブ理事会の承認を受けた。  
(付則) 1. この細則は、2002年7月1日 から実施する。

## 鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第1条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第4条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから￥5,000相当の御祝いをする。

第5条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから￥10,000相当のお見舞いをする。

第6条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第7条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ￥20,000と15,000相当のお花、死亡広告（ただし、ご遺族の了解を得た場合）

2. 夫 人 ￥20,000と￥15,000相当のお花

3. 父母又は子女 ￥10,000と￥15,000相当のお花

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第8条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第9条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第10条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第11条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

平成15年7月9日改正

## 鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

### (目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

### (基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

### (基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

### (奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターベンション」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

### (奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

### (奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インターベンション」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

### (その他)

第7条 其の他必要な事項は理事会に於いて決定する。

### (附 則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

# 職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2007年7月



鹿児島西ロータリークラブ

# 充填及び未充填職業分類表

2007年7月

番号	関連分類	番号	関連分類
1	農機具工業	31	園芸
2	農芸	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷暖房	33	施設及び病院
4	畜産	34	保険
5	団体	35	鉄鋼業
6	自動車工業	36	宝石・貴金属
7	酒精飲料	37	洗濯及び
8	清涼飲料	38	法
9	放送	39	皮革工
10	建築材	40	機械及び装
11	ビジネスサービス	41	動物性食
12	化学生工業	42	医療器具及び機
13	被服工	43	医
14	通信事	44	薬剤
15	菓子	45	金属工
16	建設業	46	鉱油工
17	綿業	47	楽器用
18	衣料及び雑貨	48	事務用
19	教育	49	光学製
20	電気及び電子工	50	塗料及び装
21	金融	51	紙工
22	芸術	52	写
23	消防及び防火	53	物理療
24	漁業	54	印刷及び出
25	食品工	55	宣
26	植物性食品	56	不動産
27	家具及び備品	57	リクリエーション
28	ガス工	58	冷
29	ガラス工	59	宗
30	金属物	60	ゴム工

番号	関連分類	番号	関連分類
61	船舶及び航海用具	66	車輛工業業
62	絹業	67	上下水道及び灌漑
63	石材工業業	68	木材工業業
64	倉庫	69	羊毛工業業
65	運輸	70	サビス業

関連分類 70種 (内充填34, 未充填36種)

分類 150種 (内充填85種, 未充填65種)

会員総数 88名

内訳 正会員 88名

### (名譽会員) 1名

会員名	元職業分類	勤務先
池田廣	放射線科医	放射線科池田診療所

## 職業分類表

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
1	農機具工業					
2	農芸					
3	冷暖房	冷暖房配布 空調機	玉利 賢介	(株)ナンセン		
4	畜産業					
5	団体	社会教育 生活協同組合	小林 陸生	鹿児島大学生活協同組合		
6	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売 フォークリフト販売 自動車販売	佐伯 壽郎 水渕 清治 坂口 憲一	水渕産業(株) 九州TCM(株)南九州事業部		
7	酒精飲料	酒類配布				
8	清涼飲料					
9	放送	民間放送	桐明 桂一郎	(株)鹿児島放送		
10	建築材料	セメント配布 産業機械配布	町田 猛 江夏 洋	(株)垂水生コン (株)ニットク		
11	ビジネスサービス	公認会計士 税理士 社会保険労務士	徳留 忠敬 森永 茂樹	徳留・岩元会計事務所 社会保険労務士法人 ヒューマンサポート		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
12	化 学 工 業	家庭薬配布	村 田 和 雄	(株)ムラタ薬品		
13	被 服 工 業					
14	通 信 事 業	電 話 事 業 通 信 事 業 情 報 サ ー ビ ス	福 元 隆 明 江 口 清 隆	NTT西日本 鹿児島支店 アイ電子工業(株)		
15	菓 子	和 菓 子 製 造 菓 子 材 料 配 布	岩 田 泰 一 迫 田 英 介	(名)明石屋菓子店 壽屋製餡所		
16	建 設 業	道 路 建 設 請 負 業 コンクリート建築 建 築 設 計 建 築 リ ー ス 港 湾 建 設 建 築 建 築 コンサルタント 土 木 プレハブ建築 商 業 建 築 建 設 設 备 練 技 能 者 訓 練 商 店 建 築 業 管 工 事 事 總 合 建 築	須 田 正 己 蓑 田 滿 康 濱 崎 一 郎 諫 訪 園 隆	(株)須田建設工業 みのだ設計 中央仮設(株) 坂本建設(株)		
17	綿 業	綿 製 品 配 布	岩 元 基	(株)カクイックス		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
18	衣料及び雑貨	百貨店 衣料配布 雑貨配布	小林 勉 榎田 浩典 櫻美義明	(株)山形屋 (有)エノキダ洋服店 桜ビルディング(株)		
19	教 育	外国語教育 高等学校 美術教育 音楽教育 木材工学 吉武道 小・中・高学習塾 金融・経済教育 幼稚園 大学	南海江田 徹 卓 庵木英雄 前田樹一郎 山元将孝 田中寛吉 脇田稔	I B S外語学院 放送作家 大東流合気道術琢磨会 株育英社 F Pドリーム鹿児島 学校法人共立学舎共立幼稚園 鹿児島大学	上村國博	鹿児島高校
20	電気及び電子工業	電 気	山田 晴彬	山田電気(株)		
21	金 融	商業銀行 外国為替銀行 短期金融 地方金融 証券引受 証券業 相互銀行 証券取引業 普通銀行	松山澄寛	鹿児島銀行武町支店		
22	芸 術					
23	消防及び防火					

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
24	漁業	水産物配布	竹下洋	(株)竹下清蔵商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子麹製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸造 漬物製造 食品製造 健康食品 米配布	高井敏治 山元正明 藤安秀一 中園雅治 田畠勇 鮫島雄司	(株)河内源一郎商店(株) 藤安醸造(株) (株)中園久太郎商店 ケイビー食品(株) (株)サメシマ		
26	植物性食品	青果配布	大山康成	鹿児島青果(株)		
27	家具及び備品					
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布	山之氏秀行	鹿児島酸素(株)		
29	ガラス工業	ガラス配布				
30	金物					
31	園芸					
32	ホテル・リゾート及びレストラン	飲食業 ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華) 酒房	小山幸義 脇村太夫	(株)鶴鳴館 ホテル・レクストン鹿児島		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
33	施設及び病院	公立病院 私立病院 障害者施設 老人保健施設 社会福祉施設	福田正臣 水流洋 樋渡良一 前田義博	清風病院 社会福祉法人ゆうかりゆうかり学園 土橋病院 社会福祉法人寿康会 特別養護老人ホーム寿康園		
34	保 険	火災保険 生命保険 団体保険 ガン保険	松本吉弘 松田忠臣	日本生命保険(相)鹿児島支社 九州保険サービス(株)		
35	鉄 鋼 業					
36	宝 石・貴 金 属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ				
38	法 律	民事弁護士 商事弁護士 公 証 人	染川周郎 福元紳一 竹下威	染川法律事務所 福元法律事務所 染川法律事務所		
39	皮 革 工 業					
40	機 械 及 び 装 置					
41	動 物 性 食 品	アイスクリーム製造 肉類配布	玉川哲生	セイカ食品(株)		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
42	医療器具及び機械	医療機械配布				
43	医 師	胃腸科医 内科医 矯正歯科 歯科医 口腔外科医 小児歯科医 皮膚泌尿器科医 耳鼻咽喉科医 産婦人科医 整形外科医 放射線科医 外科医 循環器科医 医療法人 眼科医 小児科医	小田代 憲一 高山 義則 山下 皓三 野添 良隆 濱田 悅郎 川平 建次郎 長柄 英男 鉢之原 大助 有村 仁志 鮫島 信一	小田代病院 高山内科医院 山下歯科 中央ビル野添歯科 城西歯科クリニック 医療法人建星会 川平クリニック 植村病院 医療法人卓翔会 市比野記念病院 有村眼科医院 鮫島小児科医院	太原 春雄	紫原たはら病院
44	薬剤師	調剤薬局	池田 勝一郎	平和薬局		
45	金属工業	金属工業				
46	鉱油工業	製油配布 エネルギー産業	鮎川 吉弘	岩崎産業(株)		
47	楽器用品					

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
48	事務用品	電子複写機配布 事務機	床 次 恵	(有)文具事務機の床次		
49	光学製品					
50	塗料及び装飾	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印刷 新聞発行 報道 データプリントサービス	坂木 貞剛 天本 美信 大野 達郎	県庁書店 アジア印刷(株) 株南日本新聞社		
55	宣伝	広告取扱 イベント企画 看板製造 イベント設営	深尾 兼好 原 正親	(株)シイツウ (株)舞研	坂口辰郎	(株)花と設営のフタバ
56	不動産	不動産鑑定				
57	観光事業	観光事業	古木 圭介	(株)グローバルユースビューロー		
58	冷凍					
59	宗教	仏教 神道	池口 恵觀 岩切 豊	烏帽子山最福寺 松原神社		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
60	ゴム工業					
61	船舶及び航海用具					
62	絹業	絹製品製造 絹製品配布 生糸配布				
63	石材工業	墓石販売				
64	倉庫	倉庫業				
65	運輸	バス事業 タクシー業 海上運輸 陸上運輸	岩男秀彦	マリックスライン(株)		
66	車両工業					
67	上下水道及び灌漑					
68	木材工業					
69	羊毛工業					
70	サービス業	防犯システム 賃貸マンション ビル清掃 商事会社 ビルメンテナンス業 駐車場	日高好久 藤川毅 久保眞介 大福厚範 田中藤雄	(株)タイムリー (株)芙蓉商事 鹿児島南映商事(株) 大成ビルサービス(株) (有)エムデンテクノパーキング		

# 会員名簿

2007年7月



鹿児島西ロータリークラブ

	氏 名	職 業 分 類	勤 務 先	役 職 名	郵便番号	勤 務 先 住 所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自 宅 住 所	自宅TEL
A	イケダ ヒロシ 池田 廣	名 誉 会 員	放射線科池田診療所	医 師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526
B	アリマヤ 戦男	建 設 設 備	太陽熱温水器(株)	代表取締役社長	890-0024	明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	282-7878
	アマモトヨシノブ 天本 美信	印 刷	アジア印刷(株)	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811	玉里団地2-40-22	229-3435
	アンキヒデオ 庵木 英雄	古 武 道	大東流合氣柔術琢磨会鹿児島県支部	支 部 長					890-0035	田上町5329-1	264-7545
	アリムラヒトシ 有村 仁志	眼 科 医	有村眼科医院	院 長	892-0827	中町10-5 2・3F	222-7885	226-5523	890-0016	新照院町33-13	224-5634
	アユカワヨシヒロ 鮎川 吉弘	エネルギー産業	岩崎産業(株)	常務取締役	890-0064	鴨池新町12-12 第2岩崎ビル5階	259-1248	259-2268	899-5652	姶良郡姶良町平松5674-2	0995-65-9244
C	ダイフクアツノリ 大福 厚範	ビルメンテナンス業	大成ビルサービス(株)	常務取締役	892-0845	樋之口町11-22	224-1416	224-1949	892-0875	川上町549番地33	244-5964



	氏 名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
I	イワモトハジメ 岩元基	綿製品配布	株式会社 カクイックス	取締役会長	891-0131	谷山港二丁目1-2	261-4111	262-0038	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
	イケグチエイカン 池口惠觀	仏教	鳥帽子山最福寺	法主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-2242	890-0082	紫原二丁目35-13	253-6440
	イワオヒデヒコ 岩男秀彦	海上運輸	マリックスライン(株)	代表取締役会長	892-0836	錦江町1-7	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018
	イワタヤスカズ 岩田泰一	和菓子製造	(名)明石屋菓子店	代表社員	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
	イケダカツイチロウ 池田勝一郎	調剤薬局	平和薬局	社長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
	イワキリユタカ 岩切豊	神道	宗教法人松原神社	代表役員宮司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
K	コヤマユキヨシ 小山幸義	飲食業	株式会社 鶴鳴館	代表取締役会長	892-0842	東千石町8-3	223-2241	225-0679	892-0853	城山町3-24	224-0306
	コギケイスク 古木圭介	観光事業	株式会社グローバルユースビューロー	専務取締役	892-0842	東千石町2-13 山王ビル2F	222-2177	222-2177	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
	コウカフカシ 江夏洋	産業機械配布	株式会社ニットク	代表取締役社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西3-3-25	257-5018
	カイエダタカシ 海江田卓	高等学校		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
	カワヒラケンジロウ 川平建次郎	放射線科医	医療法人建星会川平クリニック	理事長	890-0046	西田2-7-16 第2エヌキビル1F	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
	キリアキケイイチロウ 桐明桂一郎	民間放送	株式会社鹿児島放送(KKB)	相談役	890-8571	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-803	258-4505
	カワバタコウジ 川畑宏二	管工事	旭工業(株)	代表取締役社長	890-0054	荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0082	紫原六丁目48-10	255-3462
	コバヤシツトム 小林勉	百貨店	株式会社山形屋	常務取締役	892-8601	金生町3-1	227-6316	227-6318	890-0031	武岡4丁目33-14	282-2450
	クボシシンスケ 久保眞介	商事会社	鹿児島南映商事(株)	代表取締役	890-0045	武二丁目29-5	251-7868	251-7325	891-0145	錦江台一丁目21-12	261-0154

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
K	コバヤシ ムツオ 小林 陸生	生活協同組合	鹿児島大学生活協同組合	専務理事	890-0065	郡元一丁目21-24	255-0131	286-0095	890-0056	下荒田二丁目6-15-105	253-0310
	カミ ムラ クニヒロ 上村 國博	高等学校	鹿児島高等学校	学校長	890-0042	薬師一丁目21-9	255-3211	258-0080	899-5431	姶良郡姶良町西餅田1211-1	0995-66-4518
M	ミズ ブチ キヨ ハル 水 渕 清治	自動車部品製造	水渕産業(株)	代表取締役社長	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
	ムラタ カズオ 村田 和雄	家庭薬配布	(株)ムラタ薬品	代表取締役社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	892-0871	吉野町10864-1	244-4978
	モリナガ シゲキ 森永 茂樹	社会保険労務士	社会保険労務士法人ヒューマンサポート	会長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311
	マエダ ジュイチロウ 前田 樹一郎	小・中・高学習塾	(株)育英社	代表取締役社長	890-0055	上荒田町22-3	251-5071	250-2575	890-0054	荒田一丁目50-11	257-3281
	マツダ タダオミ 松田 忠臣	ガン保険	九州保険サービス(株)	代表取締役社長	892-0846	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	222-3551	222-3538	891-0144	下福元町6306-13	262-1193
	ミナミトオル 南徹	外国語教育	I B S 外語学院	代表取締役理事長	892-0816	山下町12-12	225-1311	227-2739	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615
	マチダタケシ 町田猛	コンクリート配布	(株)垂水生コン	代表取締役	891-2127	垂水市下宮町72番地	0994-32-0823	0994-32-6129	891-2104	垂水市田神2349番地	0994-32-0014
	モリトシヒデ 森俊英	普通銀行	(株)南日本銀行本店	取締役頭取	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	890-0051	高麗町7-18-902	250-7553
	マエダヨシヒロ 前田義博	社会福祉施設	社会福祉法人寿康会特別養護老人ホーム寿康園	理事長 施設長	891-1304	本名町234	294-2510	294-3191	892-0863	西坂元町6-8-102	247-4504
	ミノダミツ 蓑田満康	建築設計	みのだ設計	代表	890-0031	武岡三丁目7-5	281-4883	282-7680	890-0031	同左	282-5530
	マツヤマスミヒロ 松山澄寛	商業銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890-0053	中央町11番地1	256-1121	250-0561	890-0031	武岡一丁目31-7	281-3630
	マツモトヨシヒロ 松本吉弘	生命保険	日本生命保険(相)鹿児島支社	支社長	890-0053	中央町11-5 南国日生ビル4F	255-1101	255-1107	890-0046	西田3-6-8-302	090-8765-8925
N	ノゾエヨシタカ 野添良隆	口腔外科医	中央ビル野添歯科院	院長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
N	ナガラヒデオ 長柄英男	循環器科	愛仁会植村病院	院長	890-0008	伊敷二丁目1-2	220-1730	228-9740	890-0008	伊敷二丁目1-7	220-1730
	ナカムラヒデユキ 中村英幸	商店建築業	株城山	代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
	ナカブノマサハル 中園雅治	漬物製造	株中園久太郎商店	代表取締役社長	891-0122	南栄2-10	268-8171	268-8175	890-0013	城山1-30-17	225-4514
O	オダシロケンイチ 小田代憲一	胃腸科	医療法人恵徳会小田代病院	理事長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	253-8140	890-0054	同左	253-8111
	オオヤマコウセイ 大山康成	青果配布	鹿児島青果(株)	取締役副社長	891-0115	東開町11-1	267-3111	267-0181	890-0053	中央町32-3	254-6312
	オオノタツロウ 大野達郎	新聞発行	株南日本新聞社	監査役	890-8603	与次郎1-9-33	813-5015	813-5016	890-0045	武二丁目43-5	258-4685
S	サエキトシロウ 佐伯壽郎	自動車修理	ネットヨタ鹿児島(株)	顧問	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0044	常盤町929	258-3423
	スマサミ 須田正己	コンクリート建築	株須田建設工業	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	田上二丁目35-5 第二ニューセンタービル201	256-2247
	ソメカワシユウロウ 染川周郎	民事弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	同左	250-2233
	サカキサダタケ 坂木貞剛	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
	スワゾノタカシ 諭訪園隆	建築	坂本建設(株)	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
	サクラミヨシアキ 櫻美義明	雑貨配布	桜ビルディング(株)	代表取締役社長	890-0053	中央町19-1	226-5320	226-5320	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
	サマシマノブイチ 鮫島信一	小児科医	医療法人育成会鮫島小児科医院	院長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
	サコダエイスク 迫田英介	菓子材料配布	壽屋製餡所	代表取締役	890-0072	新栄町4-19	254-1048	256-7801	890-0072	新栄町4-19	254-1048

	氏 名	職 業 分 類	勤 務 先	役 職 名	郵便番号	勤 務 先 住 所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自 宅 住 所	自宅TEL	
S	サカ 坂 口	グチ 憲 一	フォーフリフ販売	九州TCM株南九州事業部	取 締 役	890-0073	宇宿2-4-10	255-7191	251-3641	891-0144	下福元町7063-28	261-9440
	サカ 坂 口	グチ タツ 辰	イベント設営	株花と設営のフタバ	代表取締役	890-0056	下荒田1丁目43-34	251-2828	256-5555	891-0103	皇徳寺台4丁目50-6	265-3937
	サメ 鮫 島 島	シマ ユウ 雄 司	米 配 布	(株) サ メ シ マ	代表取締役社長	892-0836	錦江町11-6	224-5533	223-3635	890-0045	武二丁目6-1	256-6958
T	タカ 高 井 敏	イ トシ ハル 治	砂 糖 配 布	(株) タ カ イ	相 談 役					892-0846	加治屋町5-21	223-6453
	タ 太 原 春	ハラ ハル オ 雄	内 科 医	紫原たはら医院	医 師	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
	タマ 玉 川	ガワ テツ オ 生	アイスクリーム製造	セ イ カ 食 品 (株)	代表取締役会長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	281-1226	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
	ツ 水 流	ヒロシ 洋	障 害 者 施 設	社会福祉法人 ゆうかりゆうかり学園	理 事 長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
	タナ 田 中 寛	カ ヒロ ヨシ 吉	幼 稚 園	学校法人共立学舎 共立幼稚園	理 事 長	892-0804	春日町6-25	247-1304	247-1393	890-0011	玉里団地一丁目68-5	229-5249
	タケ 竹 下	シタ タケシ 威	公 証 人	染川法律事務所	弁 護 士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
	タカ 高 山	ヤマ 義 則	内 科 医	高 山 内 科 医 院	院 長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3352	890-0063	鴨池二丁目17-7	257-1407
	タケ 竹 下	シタ ヒロシ 洋	水 产 物 配 布	(株) 竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
	タマ 玉 利	リ ケン 賢 介	空 調 機	(株) ナ ン セ ン	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	258-6396	890-0054	同左	253-3300
	トク 徳 留 忠	ドメ タダ ノリ 敬	税 理 士	税理士法人 徳留・岩元会計事務所	会 長	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹師2丁目5-5	257-3884
	タ 田 畑	バタ イサム 勇	食 品 製 造	ケイビー食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
	トコ 床 次	ナミ メグミ 恵	電 子 複 写 機 販 売	(有)文具事務機の床次	代表取締役	890-0002	西伊敷3丁目13-2	228-8408	229-9111	890-0002	同左	229-2340
	タ 田 中	ナカ フジ 雄	駐 車 場	(有)エムデンテクノパーキング	代表取締役	891-1204	花野光ヶ丘一丁目23-12	238-9538	228-0359	891-1204	同左	228-0310

	氏 名	職 業 分 類	勤 務 先	役 職 名	郵便番号	勤 務 先 住 所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自 宅 住 所	自宅TEL
U	ウチ ムラ ジ ロウ 内 村 二 郎	総 合 建 築	内 村 建 設 (株)	代表取締役社長	892-0818	上本町2-12	222-0116	223-1478	892-0852	下竜尾町2-2	227-2221
W	ワキ ムラ フト オ 脇 村 太 夫	ホテル(洋式)	ホテル・レクストン鹿児島	専務執行役員兼 ホテル総支配人	892-0844	山之口町4-20	239-0600	239-0601	891-0144	下福元町6290-36	262-5232
	ワキ タ ミノル 脇 田 稔	大 学	鹿 児 島 大 学	監 事	890-0065	郡元一丁目21-24	285-3871	285-3871	892-0871	吉野町1945-1	294-5321
Y	ヤマ シタ コウゾウ 山 下 皓 三	歯 科 医	山 下 歯 科 院	長	890-0053	中央町5-41 第8トーカンマンション2F	253-6943	253-6951	890-0053	中央町5-41 第8トーカンマンション508号	256-0390
	ヤマ モト マサ アキ 山 元 正 明	種子麹製造配布	河 内 源 一 郎 商 店 (株)	代表取締役会長	892-0802	清水町13-27	247-2253	248-2440	892-0802	清水町13-3	247-4691
	ヤマ ダ ハル ヨシ 山 田 晴 彰	電 气	山 田 電 气 (株)	代表取締役社長	890-0052	上之園町25-30	251-0965	251-0770	890-0052	上之園町25-30 山田電気ビル501号	252-2455
	ヤマ モト マサ タカ 山 元 將 孝	金融・経済教育	F P ドリーム鹿児島	塾 長	890-0046	西田1-15-6 銀屋ビル2F	250-9114	229-6384	890-0004	下伊敷3-72-5	229-6384
	ヤマノ ウジ ヒデ ユキ 山之氏 秀 行	液化圧縮ガス配布	鹿 児 島 酸 素 (株)	代表取締役社長	891-0122	南栄三丁目26	260-4102	269-4413	890-0052	上之園町33-20	255-2335